

質疑回答書（見積）

関係者各位

宮崎市 市街地整備 課長工事件名 東部第二土地区画整理事務所解体工事

の見積依頼の質疑事項について、下記のとおり回答いたします。

質疑事項	回 答
<p>Q1 ・現場仮設事務用地として、現場近隣の区画を一時借用可能でしょうか？その場合は費用は 100 m²あたりどれくらいでしょうか？</p> <p>Q2 ・エアコンのフロン処理などは済んでおりますでしょうか。</p> <p>Q3 ・会議室内以下の 5 点が廃棄になるか、なる場合は処分費の計上がされているかを確認お願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・スチールデスク、折り畳みデスク ・スチール棚 ・残書類 ・単管、A バリケード ・トン袋 </p>	<p>A1 ・現場仮設事務用地として、本解体工事現場周辺の市所有の土地を無償で貸し出すことが可能です。 ※貸出前に、宮崎市長の許可が必要になるので、別途申請が必要となります。</p> <p>A2 ・エアコンのフロン処理は行っておりません。</p> <p>A3 ・会議室内のスチールデスク、折り畳みデスク、スチール棚、残書類等につきましては、 解体着手時には「空」の状態にする予定としております。 屋外の単管、A バリケード、トン袋につきましては、本解体工事の廃棄対象物ではございません。</p>

Q4

・物置及び倉庫の中は、空という認識でよろしいでしょうか。

A4

・物置、倉庫内は、解体着手時には「空」の状態にする予定としております。